

子どもの医療費 窓口負担

高校生まで無料

由布市では「子育て応援日本一」をめざして、独自に高校生相当年齢までの子どもの医療費（入院・通院・調剤）を助成しています。所得による制限はありません。

対象者

由布市に住所を有する

0歳から高校生相当年齢まで

（平成18年4月2日生まれ以降の方）

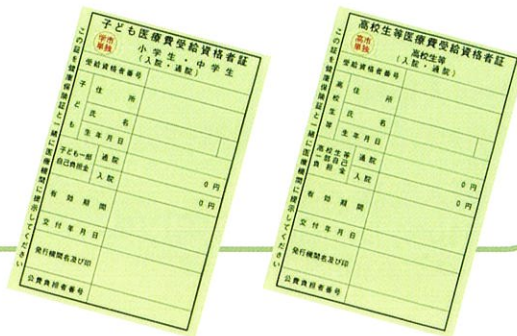
※高校生相当年齢の方については、就学等を事由に市外に転出している場合には、例外的に対象者となります。その他にも、必要な要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



ご利用方法

大分県内の医療機関を受診するときに健康保険証と「子ども医療費（高校生等医療費）受給資格者証」を提示するだけで医療費の助成が受けられ、窓口負担金を支払う必要がなくなります。

「子ども医療費（高校生等医療費）受給資格者証」は大分県外の医療機関では使えません。大分県外で診療を受けたときでも、助成制度は適用されますので、大分県外の医療機関で診療を受けた場合は、必要書類を揃えて、市役所窓口で助成の手続きをしてください。



※ 予防接種代、検診代、薬の容器代などの保険診療以外の医療費や、入院時の食事代（標準負担額）・室料差額など、助成の対象とならないものがあります。

※ 一部の整骨院・接骨院・鍼灸院等では、保険適用分であったとしても、「子ども医療費（高校生等医療費）受給資格者証」が使えません。そのときは、市役所窓口で助成の手続きをしてください。

※ 受給者証は申請しないと交付されません。お子さんが生まれたとき、中学校を卒業したとき、市外から引っ越してきたときには申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ

由布市役所 子育て支援課

TEL: 097-582-1262 (直通)